

(別紙)

## 林業公社に対する平成21年度の支援措置

林業公社の森林整備を支援し、また、経営の安定化を図る観点から、これまで、補助事業、金融措置、地方財政措置による支援を実施してきたところである。

平成21年度は、補助事業において、公的主体が実施する森林整備につき、喫緊の課題である間伐を促進するため、条件不利森林を対象とした定額助成方式の事業を創設する。

また、20年度補正予算により、定額助成方式による間伐の実施及び作業道の整備を措置する。

さらに、地方財政措置として、都道府県が行う林業公社への利子補給及び無利子貸付に係る利子負担分に対する特別交付税措置を拡充する。

### 1 補助事業

- ① 公的主体が分収方式で森林整備を行う事業として、間伐等の実施、抜き伐りと天然更新による広葉樹林化等を促進（継続）
- ② 創意工夫により負担を軽減できる定額助成方式の事業として、条件不利森林を対象に間伐等森林整備を推進（21年度新規）
- ③ 20年度補正予算を活用した定額助成方式による間伐と作業道の整備を推進（20年度第1次及び第2次補正）
- ④ 非皆伐施業へ転換するための地元説明会の開催や契約変更に向けた取組への支援を行うソフト事業を実施（継続）

### 2 金融措置

- ① 利用間伐に必要な資金と日本政策金融公庫資金の当該年度の償還元金の円滑な支払いに必要な資金を併せて貸し付け（利用間伐推進資金）（継続）
- ② 有利子の公庫資金と無利子の森林整備活性化資金の併せ貸しによる金利負担の軽減（併せ貸しする無利子資金の貸付割合を一定の要件を満たす場合に引上げ（2/7→1/2→3/5））（継続）

### 3 地方財政措置

森林の公益的機能を維持増進させるための取組を行う林業公社への利子補給及び無利子貸付に係る利子負担分に対する特別交付税措置を以下のとおり拡充。

- ① 措置率の引き上げ  
現行：措置率20%、上限2億円 → 平成21年度：措置率50%、上限5億円
- ② 都道府県が林業公社の債務を引き受けた場合についても、当該引き受けた債務に係る利子相当額を特別交付税措置の対象とする。

## 林業公社に係る地方財政措置について

### 1. 地方財政措置の内容

林業公社の整備する森林を含め、民有林のなかには、その自然条件や社会条件によって公益的機能の継続的な高度発揮が求められるものがあることに着目し、そうした森林を維持・管理する方向に施業転換を図る取組を都道府県が実施する場合、及び林業公社がその取組を実施する場合に、平成18年度より下記の通り財政支援を講じている。

#### (1) 普通交付税

最近の森林施業を取り巻く状況として、公社の造林であると否とに関わらず、森林の公益的機能の維持増進が求められていることから、都道府県の取組として、民有林（人工林）の伐期延長や複層林化による天然林化を促進し、管理コストを抑制するとともに森林の公益的機能を維持増進するものを支援することとし、普通交付税措置。

→ 林野行政費（県分）単位費用（測定単位：公有以外の林野の面積）

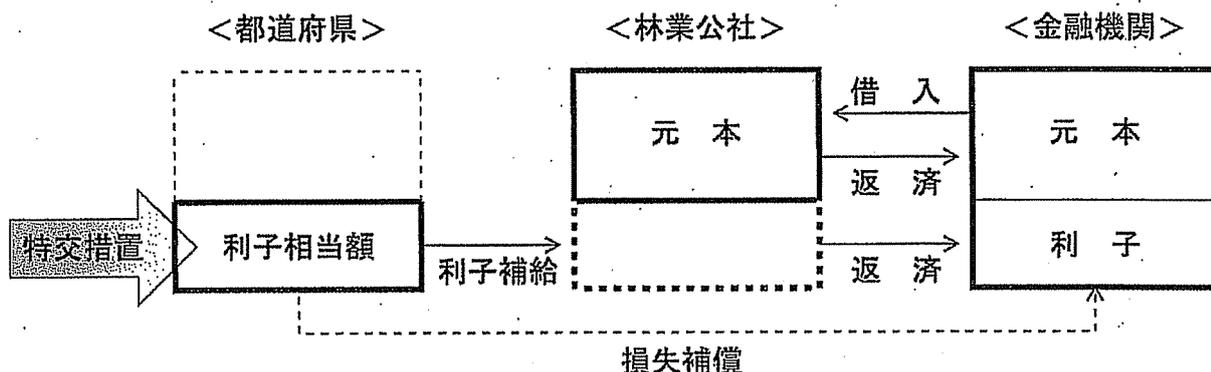
#### (2) 特別交付税

(1)の取組において、林業公社による造林事業は大きな役割を占めていると考えられることから、そうした取組を行う林業公社のうち一定の要件（森林の公益的機能の維持増進のため、公社造林のうち長伐期化や複層林化を行う割合が一定量以上となること等）を満たすものに対し、都道府県が利子補給及び無利子貸付を行う場合に、利子補給額及び無利子貸付に係る利子負担分のうち、長伐期化や複層林化を行う部分について特別交付税措置。

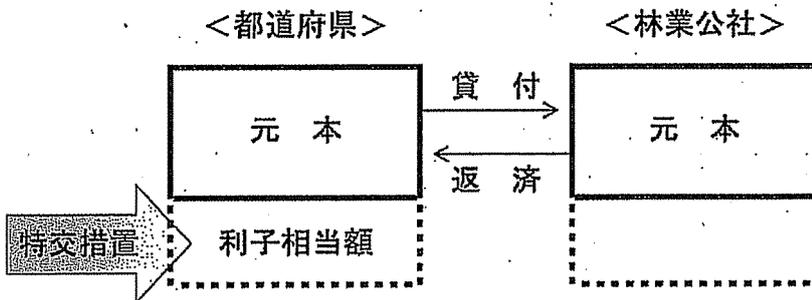
→ 特別交付税（県分）20%措置（上限：2億円）

### 2. 林業公社に対する措置のイメージ

#### ① 利子補給



② 無利子貸付に係る利子負担分



3. 地方財政措置の要件

(1) 以下の①②③を満たす団体に対し、特別交付税措置。

- ① 対象となる森林について伐期延長、複層林化等を行う面積の公社造林面積に占める割合が75%以上となるもの又はその割合を20%以上増加させるもの
- ② 地方団体が、今後5年間に集中的に公社造林の経営安定化及び施業転換を推進するための必要な措置に取り組む計画を策定すること
- ③ ②の計画に基づき、林業公社が具体的な経営安定化計画を策定すること

(2) 対象となる森林の考え方

